

令和5年度 高知県地域スポーツ推進員(高知県地域おこし協力隊員) 募集要項

高知県では、平成25年度に高知県スポーツ推進計画を策定し、市町村やスポーツ関係団体等と連携しながら、様々なスポーツ施策を推進してまいりました。その結果、本県の子どもの運動習慣や体力は全国平均と同程度に改善されたほか、成人のスポーツ実施率が増加傾向にあるなど、一定の成果が現れてきたところです。

一方、地域によっては子ども達がスポーツを続けられる環境が十分でないことや、障害者がスポーツを行うことができる場が少ないといった課題を抱えています。

このような現状を踏まえ、子どもや障害者が身近な地域で安心・安全にスポーツに親しむことができる機会の拡充を図り、運動やスポーツが好きな子どもの増加や障害者スポーツの充実を目指して、次のとおり「高知県地域スポーツ推進員(高知県地域おこし協力隊員)」(以下「推進員」という。)を募集します。

1 業務内容

推進員は、地域における子どもや障害者のスポーツ環境づくりの支援に関し、次の業務を行う。

- (1) 運動やスポーツが好きな子どもを増やす取り組みに関すること
 - ア 子どもや保護者等のスポーツニーズの調査に関する支援及び調査結果の分析
 - イ 地域において、子どもがスポーツに出会い、自分に合ったスポーツを続けられる場づくりに関する企画提案及び調整
- (2) スポーツ指導者の確保・養成に関すること
 - ア スポーツ指導者の調査に関する支援及び調査結果の分析
 - イ スポーツ指導者のリスト化やマッチングの体制づくり、運用に関する支援
 - ウ スポーツ指導者の研修に関する支援
- (3) 障害者スポーツの充実に関すること
 - ア 地域における障害者スポーツの調査に関する支援及び調査結果の分析
 - イ 障害者がスポーツに出会う場づくりに関する企画提案及び調整
 - ウ 地域においてスポーツを継続できる環境づくりに関する支援
 - エ 障害者スポーツを支える人材の育成、確保に関する支援
- (4) 市町村域を超えて連携する取り組みに関すること
 - ア 広域にまたがるスポーツ課題の解決に向けた提案及び調整
 - イ 各地域(県内6エリア)ごとのアクションプランの作成に関する支援

2 任用形態及び期間

- (1) 任用形態：高知県庁の会計年度任用職員として任用(パートタイム)
- (2) 任用期間：任用日から令和6年3月31日まで
※1年度単位で更新し、最長で任用日から3年間継続が可能
- (3) 推進員としてふさわしくないと判断した場合等は、任用期間中であっても任用を取り消す場合がある。

3 勤務条件

(1) 任用期間

雇入れの日から雇入れの日が属する年度の末日まで

(2) 給与等

ア 給与(月額)：177,123円(高知県の規程等に準じて支給)

イ 期末手当：有り

ウ 通勤手当：有り(通勤手当相当額を支給)

エ 時間外勤務手当：有り(上限有り)

オ 社会保険：有り(健康保険・厚生年金・雇用保険に加入)

※「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」に準ずる。

(3) 勤務地

高知県文化生活スポーツ部スポーツ課(高知市丸ノ内1丁目7番52号)

(4) 勤務日数

週35時間(週5日勤務)

※原則、土曜日、日曜日及び祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前9時00分から午後5時00分まで(うち1時間は休憩)

(6) 休暇

「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」に準ずる。

(7) 福利厚生、服務等

「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」に準ずる。

(8) 住居

高知県職員住宅の有償貸与が可能(家賃等は本人負担)

(9) その他

活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与

4 採用予定数

2名

5 応募及び採用

(1) 応募期間

随時

(2) 応募要件

次に掲げる要件の全てに該当する方

ア 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から、県内に移し、住民票を異動させた者。

※地域要件の詳細は、国が定める「地域おこし協力隊推進要綱」及び「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものします。



総務省のHPで確認していただくか、「6 お申し込み・お問い合わせ先」までお問い合わせください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf

イ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方。

ウ パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方。

エ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方。

カ 高知県の地域スポーツの推進に熱意があり、採用日時点で20歳以上の方。

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次のアからウの書類を添えて、「6 お申し込み・お問い合わせ先」の申込先に直接持参、又は郵送でお申し込みください。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。高知県個人情報保護条例により、取得した個人情報は本採用業務のために使用し、採用目的以外に使用することはありません。

ア 所定の応募用紙(写真添付)

イ 住民票の抄本

ウ 履歴書(任意様式)

(4) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された応募書類による選考を行い、概ね1ヶ月以内に文書で結果を通知します。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記アの結果通知と併せてお知らせします。

ウ 採用

最終結果報告は、面接後概ね1ヶ月以内に文書で通知します。

採用決定以降、早めに勤務を開始していただくことが望ましいですが、採用担当者にご相談いただいたうえで、勤務開始日を決定します。

エ その他

選考結果等に対する問い合わせは、一切受け付けません。

6 お申し込み・お問い合わせ先

高知県庁文化体育スポーツ部スポーツ課(担当：岡山)

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL：088-821-4712 FAX：088-821-4716

E-Mail：141801@ken.pref.kochi.lg.jp